

淡路市行政改革大綱

～ 豊かな自然と文化 太陽の光に包まれ 人々の笑顔があふれる 淡路のウェルカム・シティ ～



平成 1 8 年 5 月

兵 庫 県 淡 路 市

目 次

I	策定の趣旨	1
II	基本目標	2
	（1）事務事業の見直し	2
	（2）市民と行政の協働	2
	（3）職員の意識改革	2
III	行政改革の推進方策	3
1	計画的な行政改革の推進と説明責任の確保	3
1	集中改革プランの公表	3
2	説明責任の確保	3
2	行政改革推進上の主要事項について	4
1	地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化	4
2	行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	5
3	定員管理及び給与の適正化等	6
4	人材育成の推進	7
5	公正の確保と透明性の向上	7
6	電子自治体の推進	7
7	自主性・自立性の高い財政運営の確保	7
IV	計画期間	9
V	推進体制	9
VI	検証	9
VII	主な取り組み事項	10
	（1）事務事業の見直し	10
	（2）公の施設等の管理運営の適正化	10
	（3）第三セクター等の見直し	11
	（4）組織・機構の見直し	11
	（5）公共工事の適正執行	11
	（6）定員管理及び給与の適正化	12
	（7）財政基盤の強化	12

I 策定の趣旨

平成17年4月1日に、旧津名町、旧淡路町、旧北淡町、旧一宮町、旧東浦町が合併し、人口51,884人、世帯数17,662戸、面積184.05平方キロメートルの淡路市が誕生しました。

淡路市の行政改革は、これまで旧5町が各々に策定した行政改革大綱を基に、合併協議会で若干の相違を集約し、「津名郡5町新市まちづくり計画」に盛り込み、指針として取り組んできたところであります。

合併から1年が経過した今、合併が最大の行政改革とされてきましたが、スケールメリットが発揮されているとはいえません。合併は、行政コストを削減しつつサービスの維持向上を図る必要性から行ったものであります。限られた財源で大きな効果を生み出していくため、徹底した行政改革に取り組んでいくことが重要であり、現行の行政サービスの確保や“資産の見直しと再整備”が緊急の課題となっています。

これからの地方自治体は、国が考えた政策やサービスをそのまま実行するのではなく、自らの意思と責任により、自主的に舵取りを行うことが求められています。市民の満足度をより一層高めるには、あらゆる政策の立案・実施・評価能力の向上が必要です。

現状を客観的に分析し、将来の見通しを予測するためには、市の財政状況を把握することが必要ですが、平成17年度一般会計当初予算では、合併したことにより予算規模は膨らんでいることは当然として、財源不足を生じた21億5千万円については基金を取り崩したことにより、同年度末の基金残高は38億円とごくわずかとなっています。また財政構造の弾力化をみる経常収支比率も92%と極めて高く、新たな事業に充てる財源の余裕がほとんどない状況下であります。

現在のペースで行財政運営を推進した場合、平成19年度には、一般家庭の貯金に当たる財政調整基金等で財政収支の赤字を賄うことができなくなり、実質的な破たん状態に陥ることが予想されるところです。

新たな行政課題に対しては、自らが切り拓き市民の期待に応え、的確に取り組んで行かなくてはなりません。財源の重点配分、公共サービスの官から民への移行など市民の皆様の協力が不可欠となってきます。勿論のこと、新たな視点に立っての行政の仕組みや職員意識の改革と相まってのことで、これまでと同じ感覚では市民の納得が得られません。職員一人ひとりの危機感が伴っての行政改革の積極的な推進でなくてはなりません。

また、行政改革の実効性を高めるため、事務事業の選択基準としての評価基準を定めるとともに、事後評価として行政評価システムの導入が肝要と考えます。

このような背景において、総務省の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を踏まえ、効率的で効果的な淡路市の行政を構築するための指針として、『淡路市行政改革大綱』を策定するものです。

Ⅱ 基本目標

地方行財政をめぐる現下の状況は非常に厳しく、本市も例外ではありません。「ウェルカム・シティ」を目指して、多様化する市民のニーズと変動する社会情勢への確に対応するため、簡素で効率的な行政の確立に向けて改革を強力に進め、身の丈に合った持続可能な行政システムを構築していかなければなりません。

(1) 事務事業の見直し

合併に伴う旧5町の事務事業は、合併協議会においてほぼ調整されましたが、急激な環境変化を緩和する必要性から、未調整や先送りされた事業、施設等が引き継がれたケースも少なくありません。

合併による効果を最大限に活かすため、市民の多様な行政需要や新たな行政課題を的確に把握し、地方自治体として実施すべき施策の選択と重点化を図るとともに、既存施設や既に計画ないし着手した事業等であっても必要性、効果等を十分に勘案し、慣習や前例にとらわれることなく事務事業の見直しを進めます。

(2) 市民と行政の協働

地方分権時代においては、市民と行政が協働の姿勢をとり、地域の課題や目標を設定し、特色あるまちづくりを行っていくことが重要です。

行政改革の推進に当たっては、市民の理解と協力を得る合意形成が欠かせません。そのため、改革内容や具体的な進捗状況を的確に市民に提供するなどの広報公聴が大切で、市民と行政が互いに役割を認識し、理解を深めながら協働してまちづくりに取り組む「行政への市民参加」を促進していきます。

更に、行政の有する各種情報の公開を積極的に推進し、相互の信頼性の維持・向上に、各種計画策定等においても市民が参画できる環境づくりを推進します。

(3) 職員の意識改革

地方分権時代に求められるのは、まちづくりに熱い情熱を持ち、市民とともに地域課題を考え、政策を立案し、実行し、実現する意欲と能力を持った職員です。職員一人ひとりが今日の厳しい財政状況等を認識し、「改革意識なくして改革の目標達成は困難である」ことを強く念頭において取り組まねばなりません。同時に、職員同士が信頼し、互いに支え合いながら組織力の向上に努めていきます。

Ⅲ 行政改革の推進方策

1 計画的な行政改革の推進と説明責任の確保

1 集中改革プランの公表

行政改革大綱に基づき具体的な取り組みを集中的に実施するため、①から⑦までに掲げる事項を中心に平成17年度を起点とし、平成21年度までの具体的な取り組みを市民に分かりやすく明示した計画（以下「集中改革プラン」という。）を平成18年6月5日に公表します。

- ① 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- ② 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）
- ③ 定員管理の適正化
- ④ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し）
- ⑤ 第三セクター等の見直し
- ⑥ 経費節減等の財政効果
- ⑦ その他

2 説明責任の確保

- (1) 行政改革大綱及び集中改革プランの策定にあたっては、PDCAサイクルの各過程において市民等の意見を反映するような仕組みを整えます。
- (2) 行政改革大綱等の策定においては、速やかにホームページや広報紙を通じて市民等に分かりやすい形で公表します。
- (3) 行政改革大綱等に基づく成果については、特に、他団体と比較可能な指標に基づき公表するなど、市民等に分かりやすい形での公表をしていきます。

2 行政改革推進上の主要事項について

1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

(1) 民間委託等の推進

- ① 給与、旅費の計算、財務会計、人事管理事務等の総務事務や定型的業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点からの総点検を実施します。
- ② その上で、事務事業全般についての民間委託等の実施時期等を示した具体的かつ総合的な指針、計画を策定します。
- ③ 委託の実施にあたっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報の保護や守秘義務の確保に十分留意し、必要な措置を講じます。
- ④ 委託した事務事業についての行政としての責任を果たし得るよう、適切に評価、管理を行うことができるような措置を講じます。
- ⑤ 民間委託等の実施状況については、事務事業や施設区分ごとに、委託先、委託理由等を公表します。

(2) 指定管理者制度の活用

- ① 現在直営で管理しているものを含め、すべての公の施設について、管理のあり方についての検証を行い、検証結果を公表します。
- ② 特に、平成15年9月の指定管理者制度の創設に係る地方自治法の改正前の管理委託制度により出資法人、公共的団体へ管理委託している公の施設については、平成18年9月の指定管理者制度の移行期限までに、当該出資法人等を指定管理者に指定するか、新たに民間事業者等を指定管理者に指定するか、当該施設を廃止するか等、管理のあり方についての検証を行います。
- ③ 管理のあり方の検証に際しては、施設ごとに、行政としての関与の必要性、存続すべきか廃止すべきか、存続する場合には管理主体をどのようにするかなどについて、民間事業者等を指定管理者とする場合との比較等も含め、その理由を明らかにした上で、市民等に対する説明責任を十分に果たします。
- ④ 公の施設の管理状況については、管理の主体や、管理主体が指定管理者となっていない場合にはその理由等の具体的な状況を公表します。

(3) 第三セクター等の抜本的な見直し

- ① 外部の専門家を活用する等監査体制を強化するとともに、行政評価の視点も踏まえた点検評価の充実、強化を図っていきます。
- ② 事業内容、経営状況、公的支援等について、適宜適切な議会への状況説明を行うとともに、市民に対する積極的かつ分かりやすい情報公開に努めます。
- ③ 統廃合、民間譲渡、完全民営化を含めた既存法人の見直しを一層積極的に進めるとともに、給与及び役職員数の見直し、組織機構のスリム化等を不断に行います。

- ④ 経営状況が深刻であると判断される場合には、問題を先送りすることなく、経営悪化の原因を検証し、債権者等関係者とも十分協議しつつ、抜本的な経営改善策の検討を行います。その上で、経営の改善が極めて困難と判断されるものについては、法的整理の実施等について検討します。この場合、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約等に基づく負担を負うことが原則であり、過度の負担を負うことのないように留意します。

(4) 地域協働の推進

地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、市民や市民が参加する団体など多様な主体が公共的サービスの提供を行おうとする取り組みについて、以下のように、積極的に推進していきます。

- ① 活動主体に対する援助や活動場所の提供、個々の活動主体による活動を支援、調整する役割を有する中間支援団体の設置、まちづくり協議会や地域自治会等の活用など、活動主体との積極的な連携、協力を図っていきます。
- ② 地域協働を実践するため、個々の職員の意識改革や勤務体制の整備などに積極的に取り組みます。

(5) 出先機関の見直し

地域総合事務所、出張所等の出先機関について、抜本的にそのあり方について検討していきます。

2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

- (1) 地方公共団体の組織については、平成15年の地方自治法改正による都道府県の局部数の法定制度廃止の趣旨等も踏まえ、従来の国の行政機関との均衡に配慮した縦割り型組織にとらわれず、政策目標に基づき、効果的かつ効率的に事務事業を処理し得る組織とする必要があります。そのため、政策、施策、事務事業のまとまりや地域などに対応した部局、課・室編成とするとともに、市民ニーズの迅速な対応の観点や、スピーディーな意思決定、対応の観点から、個々の職員への責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化されたフラットな組織編成とすることが有効であります。なお、その際、市民から見ても責任、権限の所在がわかりやすい構造、職名とすることにも留意していきます。

- (2) 政策、施策、事務事業について、PDCAサイクルをもとに不断の正当性の検証を行うことにより、組織編制も不断に見直しを行います。

3 定員管理及び給与の適正化等

(1) 定員管理の適正化

- ① 定員管理にあたっては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら適正化に取り組みます。とりわけ、抜本的な事務事業の整理、効率の良い組織、職員の適正配置に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、地域協働の取り組みなどを通じて、極力職員数の抑制に取り組みます。
- ② いわゆる「団塊の世代」の職員の大量退職を迎えることから、退職者の補充をどの程度行うべきか十分に検討した上、様々な手法も活用しながら、計画的な職員数の抑制に取り組みます。
- ③ 定員管理の適正化を推進する観点から、定員適正化計画の中で数値目標を掲げ、これを公表し、着実に実行します。なお、数値目標は以下のとおりとします。
 - ア 過去5年間の地方公共団体の総定員の状況は、4.6% *1 純減しています。今後は、合併による余力、電子自治体や民間委託の推進等から勘案して、過去の実績を上回る総定員の純減を図る必要があります。このような観点から行財政運営の状況を踏まえ、明確な数値目標を設定します。
 - イ 将来的な職員の年齢構成や分野別職員数等について詳細に分析していきます。
 - ウ 定員モデルや類似団体別職員数を積極的に活用していきます。

(2) 給与の適正化

- ① 全分野にわたり、その業務の性格や内容を根拠とし、市民の納得と支持が得られるよう、給与制度、運用、水準の適正化を強力に推進します。
- ② 厳しい地域経済を背景に、地方公務員の給与が地域民間賃金等の状況から乖離しているのではないかと厳しい批判があります。給与改定に当たっては、地域の民間給与の状況をよりの確に反映し決定できるよう、職員給与と民間給与の比較方法等を充実させるなど地域における官民格差をより一層正確に算定できるように取り組んでいきます。

(3) 定員・給与等の状況の公表

- ① 定員・給与等の状況の公表については、平成16年の地方公務員法の改正により、全地方公共団体に人事行政運営等の状況の公表に関する責務が課せられた趣旨から公表していきます。
- ② 公表に当たっては、職種ごとに定員・給与等の状況を明らかにするとともに、他団体との比較や全国的な指標を示すよう努めるなど、住民等が理解しやすいような工夫を積極的に講じていきます。

(4) 福利厚生事業

職員に対する福利厚生事業については、適正に事業を実施していきます。また、人事行政運営等の状況の公表の一環として福利厚生事業の実施状況等も公表していきます。

4 人材育成の推進

分権社会の担い手にふさわしい人材を育成することが重要な課題であり、平成16年の地方公務員法の改正により「研修に関する基本的な方針」を定めることについて法律上の責務とされたことから、人材育成に関する基本方針を策定し、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより、総合的な人材育成に努めます。また、能力、実績を重視した新しい人事評価システムの導入が求められており、「今後の行政改革の方針」の趣旨も踏まえ、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に引き続き取り組んでいきます。

5 公正の確保と透明性の向上

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、市民等への説明責任を果たし、議会や市民等の監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図ることが一層必要です。このため、議会や監査委員などによる監査機能の強化が望まれます。

6 電子自治体の推進

電子自治体の推進に当たっては、情報セキュリティの確保にも十分留意しながら、「今後の行政改革の方針」の趣旨を捉え、行政手続きのオンライン化の推進、共同アウトソーシングの推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワーク（LGWAN）などの利活用等に積極的に取り組んでいきます。

7 自主性・自立性の高い財政運営の確保

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化

- ① 自らの財政状況を分析した上で、事務事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化のための計画を策定するなど、自主的かつ主体的に財政構造の改善に努めていきます。
- ② 市民等に対し、財政状況が総合的に把握できるような情報を可能な限りわかりやすい方法で提供することが必要であり、歳入歳出の状況や各種の財政指標などの一般的なデータその他、バランスシートや行政コスト計算書等も含め、積極的な公表を行います。

- ③ 三位一体の改革における税源移譲の進展や税負担の必要性等を踏まえ、地方税の徴収率の一層の向上に積極的に取り組みます。また、その他の収入等についても、受益者負担の適正化や徴収率の向上等に努めるなど自主財源の確保に努めます。

(2) 補助金等の整理合理化

- ① 様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進していきます。
- ② 終期の設定やPDCAサイクルに則った不断の見直しなど、市民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減していきます。

(3) 公共工事

- ① 公共工事については、積極的にコスト構造の改革に取り組みます。
- ② 公共工事の入札、契約に対する市民の信頼を確保するため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」により、公共工事の入札、契約について、情報の公開をはじめとし更なる適正化に資する取り組みを進めていきます。

(4) 公的施設

国又は特殊法人が設置主体となる公的施設（会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設を指し、特殊会社及び民営化が決定された法人が設置するものを除く）については、新設及び増築を禁止することとされ、地方公共団体に対しても、この措置に準じて措置するよう要請されていることから「民間と競合する公的施設の改革について」を踏まえ、適切な対応を行っていきます。

IV 計画期間

大綱に定める改革の計画期間は、平成17年度から平成21年度までの5カ年間とします。

V 推進体制

市の行政全体を点検し、具体的な改革の推進を図っていくため、庁内の推進組織として「淡路市行政改革推進本部」を設置し、更に、改革すべき事案の検討や調整を行うため専門毎にプロジェクトチーム組織を設け、この大綱に基づく実施計画の策定と進行管理を行い、成果は、市広報紙やホームページ等で公表していきます。

また、進捗状況は、市民からなる「淡路市行政改革等審議会」、「淡路市立小中学校・保育所適正化規模審議会」にも報告するとともに、出された意見は推進本部で集約し、その後の改革ないし小中学校・保育所の規模適正化に反映させていきます。

VI 検証

この大綱に基づき、具体的な改革に取り組んでいくために実施計画を策定し、「立案・計画 (Plan)」、「実施 (Do)」、「検証・評価 (Check)」、「改善・見直し (Action)」のPDCAサイクルに基づいて随時見直しを行い、常に最善の方策により実施します。

VII 主な取り組み事項

(1) 事務事業の見直し

① 事務事業の整理合理化

厳しい財政事情の中で、新たな時代の潮流により複雑、多様化する行政課題、市民ニーズに的確に対応するためには、所期の目的を達成したものや必要性や役割が薄れてきている事務事業の廃止、縮小、類似事務事業の統合など、従来の事務事業全般について絶えず見直しを行います。

新規事業については、事業の必要性、経費負担、効果など幅広く分析し、目的や内容を明確にした上で事業を展開していきます。

前例や慣例にとらわれない新たな発想や効果的な方法を取り入れ、古い行政スタイルからの脱却を図るため、ニュー・パブリック・マネジメントの考え方を取り入れた行政評価システムを導入し、市民の目線に立った生産性の高い行政経営と職員の創意、工夫を重視した事務事業の改善、改革に取り組みます。

② 民間活力の導入

合併前の旧5町時代にも民間委託など民間活力の導入を進めてきた経緯があります。民間が行う方が効率的で、より良いサービスが期待できるものについては、一層のサービス水準の向上と業務の効率化を図るため、民営化、民間委託、PFI、指定管理者制度を導入していきます。また、PFI手法による事業化も検討課題としていきます。

受託事業者は、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりに配慮し、NPO、ボランティアグループ、民間企業等の幅広い層からの参加を図ります。

(2) 公の施設等の管理運営の適正化

市民の利用に供するため設置している淡路市の「公の施設」については、地方自治法の改正により、管理運営の手法として「指定管理者制度」が導入され、民間のノウハウが活用できるようになりました。

淡路市の公の施設は、現在341施設に及んでいます。ほとんどが旧町から引き継がれ維持管理をしているものです。類似施設もあり、利用が少ない施設もあります。維持管理のあり方については、すべての施設ごとに行政としての関与の必要性、存続すべきか、払い下げまたは廃止するべきかの検討を行い、施設存続の場合は、指定管理者に委託するか、直営とするか、施設管理の選択を行います。

なお、利用状況や利用価値が著しく低いと判断される施設については、適宜、縮小、統合、廃止をしていきます。

新規の施設整備にあつては、役割や機能、管理運営方法などに加えて、将来的な維持管理に伴う経費や方法も視野に入れ、その必要性について十分検討を行っていきます。

(3) 第三セクター等の見直し

淡路市が50%以上出資している主な第三セクター等は、株式会社キャトルセゾン松帆、株式会社ほくだん、財団法人淡路市ふるさと交流協会の2社、1財団があり、その時々々の要請を受けて旧町が設立したもので、地域の商業、観光の振興に貢献しているところです。

今後とも、より効率的な運営ができないか、より高い事業効果ができないか、など第三セクター等自らが取り組む課題について明らかにし、検討し、見直し、なお一層の経営改革に取り組んで行かなくてはなりません。

(4) 組織・機構の見直し

① 組織・機構の見直し

合併協議会で検討された組織、機構により、平成17年度は業務を行ってきましたが、部署によっては、旧町の残務整理や新市の発足に伴う一時的に増大した業務に対応するための、適切な人員配置ができていなかったこともあり、随時に職員の配置換えを行うなどの手法で急場をしのいできました。

今後も新たな行政課題や市民ニーズに的確に対応し、行政効果を高めていくことが重要であることから、常に組織、機構の見直しを行い、社会環境の変化に即応できる簡素で合理的な組織体制の構築を目指していきます。

② 附属機関との連携

官民一体となったまちづくりを推進していくため、市民の意見や専門的な知識を市政に反映することなどを目的として設置されている協議会や地域審議会との連携を深めるとともに、これらの協議会等へは市民の参加を募り、女性委員や公募委員の参画を促していきます。

(5) 公共工事の適正執行

① 公共工事のコスト縮減

公共工事の実施にあたっては、国の「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」に基づいて、計画、設計の見直しや工事発注の効率化、新工法の導入などによる直接的な工事コストを低減することに加え、ライフサイクルコストを勘案し、総合的なコスト縮減を図っていきます。

② 入札制度の改善

公共工事等の入札制度については、入札、契約に対する市民の信頼を確保するため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」により、更なる適正化に資する取り組みを進めていきます。また、適正な競争環境の下、透明性と公平性を確保し、適切な入札方法の導入を図っていきます。

(6) 定員管理及び給与の適正化

① 定員管理の適正化

本市の職員数は、総務省の定める「定員モデル」や「類似団体等職員数」と比較すると、130人程度多い状況です。これは旧5町が合併したことから考えると自然なことであり、議会、総務、企画等の管理部門が各々にあったことに起因しています。

合併に伴って、旧町役場を淡路市の「地域総合事務所」とし、現地解決型の施策を講じるため、職員を配置していること。集会施設など行政財産の数にしても他の類似団体よりも多く、職員配置の見直しが難しい面が見受けられます。

合併による効果を生み出すためにも、徹底した事務事業の整理、組織の合理化及び事務執行方法等の見直しを進め、定員適正化計画を策定することが必要です。将来的な年齢構成や分野別職員等の配置に配慮しつつ数値目標を掲げ、これを公表し、着実に実行していきます。

② 給与等の適正化

本市における給与については、合併協議に基づき9級制の不採用、調整手当の一部引き下げによる統一、管理職手当の抑制、特殊勤務手当の一部廃止、削減等の見直しなど、新市の給与適正化に努めて来ました。

職員の給与については、国家公務員に準拠の原則を踏まえ、市民の納得と支持が得られる制度の運用、水準の適正化を図っていきます。各種手当についても総合的な見直しを図っていきます。

職員に対する福利厚生事業についても、市民の理解が得られるものか、点検、見直しを行い、適正に事業を実施していきます。

給与等の現状については、市民の理解を求めるために、引き続き市広報紙、ホームページ等で公表していきます。

(7) 財政基盤の強化

これまでの財政改革については、旧5町時代からそれぞれの団体で進められてきましたが、国が進める改革に追いついていないことは紛れもない事実です。

平成11年度末には約120億円あった基金が合併前の平成16年度末には40億円まで減少し、ここ数年来旧5町は、通常では考えられない財政運営を強いられてきました。また、国の三位一体改革により、補助金の削減、税源移譲、交付税改革が行われています。

今、景気は回復基調にあるといわれていますが、本市のような地方交付税の歳入総額に占める割合が30%を超えるような団体では、市税等交付税以外が大幅に増加することは余り考えられないのが実状です。その交付税も減額されることが確実であり、加えて、平成18年度には財政調整基金、市債管理基金が枯渇する状況下であります。

将来にわたって厳しい状況が展望される中で、過度な起債発行や慢性的な基金の取

り崩しに依存しない健全な財政基盤を確立することが急務であります。自らの財政を分析することで将来的な市の方向性を明らかにし、長期的な視点に立った財政計画を策定するとともに、計画的、効率的に財政運営を行うため歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るなど、主体的に財政構造の改善を図ります。

市民等に対し、財政状況が総合的に把握できるような情報を可能な限り、わかりやすい方法で提供することが必要であり、歳入歳出の状況や各種の財政指標などの一般的なデータのほか、バランスシートや行政コスト計算書も含め、積極的な公表を行うとともに、財政状況の認識を共有できるよう議会へは報告、職員には研修を行っていきます。

◆用語説明

・行政改革大綱

行政改革を進めるための基本となるもの。

・スケールメリット

規模を大きくすることで得られる利益。

・基金

特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられる資金または財産。

・経常収支比率

人件費、扶助費、公債費などの義務的経費や経常的に支出される一般財源の額（経常経費充当一般財源）が市税、地方交付税などの経常的に収入される一般財源の総額（経常一般財源総額）に占める割合。

・行政評価システム

市が実施する施策、事務事業について、事前、実施中または事後に一定の基準や指標をもって妥当性や達成度及び成果判断をするためのシステム。

・地方分権

権力を中央統治機関に集中させずに、地方自治体に広く分散させること。機関委任事務制度の廃止や国の関与の縮減など、国の地方自治体に対する縛りを弱めて、地方自治体が自主的な判断で行いやすくしようとする趣旨から、平成12年月に地方分権一括法が施行され、地方分権システムへの移行が進められている。

・協働

複数の主体が、目標を共有し、共に力を合わせて活動すること。パートナーシップなどと訳される。

・説明責任

社会の了解や合意を取り付けるために業務や研究活動の内容について対外的に説明する責任のこと。行政機関や企業の倫理として浮上。

・PDCA サイクル

Plan（立案・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Action（改善・見直し）の頭文字を取ったもので、行政政策や企業の事業評価にあたって計画から見直しまでを一環して行い、更にそれを次の計画・事業に活かそうという考え方。

- ・指定管理者制度

これまで、公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が市の出資法人や公共的団体などに限られていたが、地方自治法の改正により、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に委ねることができるようになった。

- ・電子自治体

自治体が IT を活用し、市民の利便性、満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するための取り組み。

- ・共同アウトソーシング

複数の自治体で業務を標準化し、共同で各種情報システムの構築と運営を民間事業者等に外部委託すること。

- ・公的個人認証サービス

国や地方公共団体等への申請、届出が本人からのものであることを電子的に確認するため、地方自治体が個人を認証するサービス。

- ・住民基本台帳ネットワークシステム

各地方自治体が管理する住民基本台帳を電子化し、コンピュータネットワークを介して共有するシステム。すべての国民の住民票に 11 桁のコード番号をつけて一元的に管理することにより、行政サービスの合理化の推進や市民サービスの向上が図られるとされている。

- ・住民基本台帳カード

住民基本台帳ネットワークシステムでの本人確認に利用する IC カード。

- ・総合行政ネットワーク

Local Government Wide Area Network 地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク。都道府県、市区町村の庁内ネットワークが接続されており、中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関 WAN にも接続されている。

- ・バランスシート

財政状態を示す表で、貸借対照表とも呼ばれる。一方に負債と資本を、他方に資産を記入して両者を対比させる。資産、負債及び正味財産を金額で明示することができるので、経済活動の状況を知ることができる。

- ・行政コスト計算書

その年のみで消費される、人件費や発生主義に基づいて計上される減価償却資産などを把握した 1 年間の行政サービス活動のコストを示したもの。バランスシートとともに今後の行政運営に役立てていこうとするもの。

- ・三位一体の改革

国と地方の財政改革において、国庫補助金の削減、地方交付税の改革、国から地方への税源移譲を同時に進めようとする考え方。地方財政のスリム化と地方自治体の裁量権拡大を同時に目指すもの。

- ・自主財源

地方公共団体が自主的に収入しうる財源。地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当する。

- ・ニュー・パブリック・マネジメント

民間企業で活用されている経営理念や手法を、可能な限り行政に適用することで、行財政運営の革新を図ろうとする、新しい行政経営の取り組みの総称で、成果主義、顧客志向、競争原理、権限委譲などが取り組みのポイントとされている。

・PFI

Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。

・パートナーシップ

複数のものが対等かつ自由な立場で、共通する目的のため協力する関係。

・NPO

民間非営利活動団体の総称。このうち特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づく認証法人を NPO 法人という。

・費用対効果

支出した費用に対して得られる効果のこと。

・任期付職員制度

一般職の職員について、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を、行政の外部から任期を定めて採用し、それらの職員について適切な処遇を可能とする、新たな任期付採用制度。

・人事評価システム

職員の能力や努力に見合った適切な評価を行い、この評価結果を能力開発や処遇に効果的に活用していくことで、職員の能力や意欲を高め、もって組織力の向上を図り、行政サービスの向上に資する。

*1 総定員の状況は4.6% 純減

地方公務員の総数3,084千人で、5年間で142千人減少している。